

【臨時開催】河川レンジャー制度運営委員会

日 時：令和3年12月17日（金）15:00～15:50
場 所：オンラインによるリモート開催

議 事 次 第

1. 開会
2. 河川レンジャー任命式
3. 審議
2021年度 河川レンジャー年間活動計画（案）の承認について （資料-1）
4. その他
5. 閉会

【配付資料】

資料-1 2021年度 琵琶湖河川レンジャー年間活動計画（案）

資料-2 2021年度の年間スケジュール

参考資料-1 河川レンジャー活動の理念・あるべき姿

参考資料-2 河川レンジャー制度運営委員会規約

参考資料-3 琵琶湖河川レンジャー活動要領

【臨時開催】河川レンジャー制度運営委員会 委員名簿

区分	分類	氏名	所属等	備考
河川レンジャー 制度運営委員会	学識経験者	なかたに けいこう 中谷 憲剛	NPO法人瀬田川リバプレ隊	
		ひらやま なおこ 平山 奈央子	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科	
	住民	きたい かおり 北井 香	おうみ 淡海の川づくりフォーラム実行委員長	
	行政関係者 (河川管理者)	つじ みつひろ 辻 光浩	滋賀県土木交通部 流域政策局 河川・港湾室 室長	欠席
		やの ともひさ 矢野 公久	国土交通省 琵琶湖河川事務所 所長	

琵琶湖河川レンジャー

区分	氏名	所属等	備考
琵琶湖河川レンジャー	ふくにし けんた 福西 健太	琵琶湖河川レンジャー	

河川レンジャー制度運営委員会 事務局

区分	氏名	所属等	備考
琵琶湖河川事務所	はばぎし しゅういち 幅岸 修一	副所長（工事・管理）	
	こざわ かずゆき 小澤 和幸	保全対策官	
	ほり ゆうき 堀 祐樹	管理課 専門官	
活動支援室	まつおか とおる 松岡 徹	ウォーターステーション琵琶湖 河川レンジャーマネージャー	
業務受託者	なかにし ふみなお 中西 史尚	河川財団 近畿事務所	
	てらい よしゆき 寺井 喜之	河川財団 近畿事務所	
	いのうえ ゆうき 井上 勇樹	河川財団 近畿事務所	
	おの まさお 小野 正雄	河川財団 近畿事務所	

2021 年度 琵琶湖河川レンジャー年間活動計画（案）

琵琶湖河川レンジャー 福西 健太

(テーマ) 瀬田川を愛する人々が、安全・安楽に共存できる川づくり

氏名：福西 健太

作成日：2021年12月 4日

<p>背景</p>	<p>私は、豊かな自然と観光資源があり、地域の住民や観光客の憩いの場となっている瀬田川を河川レンジャーとして維持していく必要があると考えています。</p> <p>瀬田川を利用している人々にとって、一部の釣り人の行為が迷惑になっている事があります。琵琶湖漕艇場内での釣りは禁止されていますが、ルアーや釣り針、釣り糸などが絡んでいます。路上駐車もあり、生活している住民にとっては通行の妨げになっています。</p>
<p>実施目標</p>	<p>瀬田川で、散歩や運動、釣りなどで利用する人々が安全・安楽で共に活動できる場所になる働きかけをしていきます。</p> <p>また、共に活動できる場の実現を目指していく中で、良好な河川景観を維持できるよう、利用者や住民が考えている課題やニーズについて引き出すとともに、共に考えていける場づくりを行います。</p> <p>(ビジョン)</p> <p>① 瀬田川を利用する人々の想いを行政につなぎ、課題の解決方法を探る。</p> <p>② 瀬田川が地域住民と観光客の安全・安楽に過ごせる場所になるようゴミやマナーの面からの課題を把握し、住民や利用者と景観保全を図る仕組みを検討する。</p> <p>(ミッション)</p> <p>① 瀬田川を利用する人々と信頼関係を築き、川に対する想いや課題を引き出す。</p> <p>② 瀬田川の美化・清掃活動を、SNS を利用して参加を呼びかけ積極的に行い、活動時に気付いた景観やマナーの具体的な課題を把握する。また、参加者から瀬田川への想いやニーズを引き出すとともに共に考える機会を作る。</p> <p>③ ①、②を通して、把握した想いや課題を行政等につなぐ。</p>
<p>今年度の成果目標</p>	<p>(1) 瀬田川利用者の実態とニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬田川を利用している人々に積極的に会話し、存在を知ってもらい、信頼関係を構築するとともに、利用者に質問調査を行い、瀬田川への想いや課題を把握する。 ・安全利用の観点から釣り人のライフジャケット着用を啓発していく。 <p>(2) 景観保全やマナー面から見た課題の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動予定を SNS 上に載せて呼びかけを行い、瀬田川を利用する人々と一緒に清掃活動を行うことを試行する。 ・漂流ゴミや生活ゴミ、レジャー(釣りやデイキャンプ)で出たゴミを収集し、瀬田川の課題を把握する。瀬田川を利用する人々が気持ちよく過ごせる景観を保持する方法を参加者と一緒に考える。 ・活動参加者に、瀬田川への想いや課題について質問調査を行い、その結果を把握する。 ・活動内容は SNS 上にて結果を報告し、活動を周知することも併せて行う。 <p>(3) 瀬田川の利用者の把握と、行政等との共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)、(2) で把握した利用者を把握し、利用者の想いや課題を行政等に共有する。 ・次年度の活動促進に活かせるようにする。

内容	<p>1. 瀬田川利用者の実態とニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬田川を利用する人々に対して積極的に話しかけ、信頼関係を構築すると共に、瀬田川に対する想いを聴取する。 ・聴取する内容は、主に「瀬田川の良い所、改善したい所」を考えている。 質問して得た返答は、活動後ノートに記入しておく。 活動後ノートを整理し関係者と共有を図る。 対象：瀬田川を利用するコミュニケーションの時間がとれる方(年齢不問) ・利用者の利用目的を把握するとともに、流域連携支援室と連携して瀬田川利用団体について把握し今後の活動の情報として整理する。 ・活動中に釣り人のライフジャケット着用率を観察し、毎月着用率を算定していく。 ・その他、水辺付近で遊んでいる人々に落水等の危険がある場合は注意喚起を行う。 <p>2. 景観保全やマナー面から見た課題の把握</p> <p>(1) 活動の呼びかけと実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動を自ら積極的に行い、瀬田川のゴミやマナーの実態を把握する。また、活動においては、「琵琶湖河川レンジャー福西」でアカウント作成した SNS (ツイッター) 上に予告し呼びかけを行い、一緒に清掃活動を行ってもらえる方と実施する。 ・清掃活動当日に、SNS で報告を行いリアルタイムな情報を発信する。 ・特にゴミについては、漂流ゴミや生活ゴミ、レンジャー(釣りやデイキャンプ)で出たゴミ等、ゴミの種類と場所の特徴を把握する。 ・マナー面については、釣り人による路上駐車が現状どの程度あるのかも観察する。 ・実施期間は令和3年12月～令和4年3月を想定 <p>(2) 地域住民や活動団体による清掃活動行事の企画・実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月頃までに把握したゴミの情報をもとに地域住民や活動団体に対して場所を設定した清掃活動行事を企画し、呼びかけ、実施する。 ・初回開催は、10人程度を想定する。 ・参加者に意見や課題を問いかけると共に、次回開催に向けた課題について意見を聴取する。 ・実施は令和4年3月中旬頃を想定 <p>3. 行政等への共有</p> <p>1, 2で行った結果から得られた水辺の利用者や清掃活動への参加者から聞いた意見や課題について、月間の活動報告や委員会を通じて行政や委員会に共有する。</p> <p>活動の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動の実施の際には、河川レンジャーののぼりを掲示すると共に、所定のゴミ袋を使用する。 ・感染対策として、マスクを着用しソーシャルディスタンスを保ち活動する。 ・携帯用アルコール液を持ち歩き、適宜消毒する。 ・釣り人は釣りに集中しており、釣り人の状況をしっかりと判断して声掛けを行う。 ・自身はライフジャケットを必ず装着し、安全に注意し実施する。 ・SNSでの情報発信では、「プライバシーの保護」、「不確かな情報は流さない」、「当日行った活動内容を正確に発信する」、「個人情報やプライベートな情報の書き込みはしない」を守り実行する。 ・活動の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の流行動向を把握しながら、支援室と密に連絡をとり調整を図る。
----	---

2021 年度 琵琶湖河川レンジャー 年間活動計画

<p>対象</p> <p>次年度の課題</p>	<p>対象：地域住民、釣り利用者、その他利用者で時間の取れる方</p> <p>次年度の課題：今年度把握した情報をもとにした取り組みの継続 地域住民や利用者と景観保全をしていくための方法のアイデアを出し合う場づくり</p>					
<p>工程計画</p>		11月	12月	1月	2月	3月
<p>1. 瀬田川利用者の実態と想いの把握</p>	<p>計画づくりのための試行期間</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>2. 景観保全やマナー面から見た課題の把握</p>	<p>計画づくりのための試行期間</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>3. 行政等への共有</p>				<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>

2021年度の年間スケジュール

2021年度の琵琶湖河川レンジャー支援等の年間スケジュールは以下の通りです。

時期	制度運営委員会等	河川レンジャーミーティングおよび勉強会(仮称)	その他 (Rレポート発行 他)
4月			琵琶湖河川レンジャーレポート vol.43 発行
5月		5/17 河川レンジャーミーティング	
6月	6/1 ・第63回 制度運営委員会 ・制度運営委員会委員・琵琶湖	6/16 河川レンジャーミーティング	
7月	7/12 琵琶湖河川R・琵琶湖河川事務所 意見交換会	7/26 第1回 河川レンジャー勉強会 「Eポート指導者講習会」	
8月		8/25-26 河川レンジャーミーティング	琵琶湖河川レンジャーレポート vol.44 発行
9月		9/14 河川レンジャーミーティング	
10月		10/25河川レンジャーミーティング	
11月	11/1 第64回 制度運営委員会		11/13 イベント「瀬田川を歩こう！」
12月		12/8 河川レンジャーミーティング	琵琶湖河川レンジャーレポート vol.45 発行
1月	琵琶湖河川R・琵琶湖河川事務所 意見交換会	第2回 河川レンジャー勉強会	
2月	第65回 制度運営委員会	河川レンジャーミーティング	イベント「水辺の安全講座」
3月			イベント「野洲川を歩こう！」 琵琶湖河川レンジャーレポート vol.46 発行

令和3年度

河川レンジャー活動の理念・あるべき姿

河川レンジャー活動の理念・あるべき姿の位置づけ

令和2年2月14日
第59回 琵琶湖河川レンジャー制度運営委員会
【検討資料】

「河川レンジャー」については、淀川水系河川整備計画で提起され、琵琶湖河川事務所管内では、平成18年度に「河川レンジャー制度」が制度化された。それ以降、当制度に基づく河川レンジャー活動が展開されてきたが、平成24年度に、今後の河川レンジャー制度及び委員会組織のあり方について、ワーキングによるレビューに基づき答申が行われた。ここに示す、「河川レンジャー活動の理念・あるべき姿」は、当答申に基づいて明文化するものである。

■淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)

河川レンジャーは、行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。当面は、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて活動の充実を図る。将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。

■河川レンジャー制度(現状)

○河川レンジャー制度運営委員会規約

・前文(抜粋)

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。

- ・名称、目的、委員の責務、審議事項、組織等、任期、委員長・副委員長、委員会、議事、委員会の公開、事務局、規約の改正、雑則

○琵琶湖河川レンジャー活動要領

- ・趣旨、定義、責務、活動拠点、任命及び解任、活動休止及び再開、任期、活動支援、活動計画、活動報告、研修、謝金等、保険の加入、活動要領の改正

■河川レンジャー制度運営委員会 委員会レビューワーキング

「今後の河川レンジャー制度及び委員会組織のあり方について(答申・抜粋)」

(1)河川レンジャーのありべき姿

イ)河川レンジャー活動のありべき原点は、住民の河川との生活の関わりの中から醸成されてきた住民の真の知恵を聴取し、この住民意見を新たな川づくりの河川整備に反映されるように努め大きな志を抱くことにあるということを目指す。

ロ)「つなぐ」という言葉には、二つの本質的な意味がある。一つは、河川に関わる住民の真の意見を聴取するための、住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」である。河川レンジャーは、この「つなぐ」を達成するために、住民の意見を極めて公平に掘り下げて聴取できるよう、なんびとの利益行動にも左右されずに日常から思想と信条に関する倫理獲得に努め、住民個人あるいは住民組織と接していかなければならない。二つめは、河川レンジャーと河川管理者との間の「つなぐ」である。すなわち、河川レンジャーからの住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」結果の河川管理者への報告過程である。河川管理者は、河川整備を行うにあたって、住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」と河川レンジャーと河川管理者との間の「つなぐ」の二つの「つなぐ」を施策に十分に生かし反映させなければならない。

ハ) 河川レンジャー活動の理念、あるべき姿を明文化し、委員会委員ならびに河川レンジャーが活動目的の本質を認識して、これの共有を図る。

(2)河川レンジャーの育成

- イ)開催講座の継続的開催
- ロ)相互理解を図るための交流の場

(3)河川レンジャー活動成果の評価

- イ) 委員会が河川レンジャー制度の理念、目標を明確に提示できるという前提で、河川レンジャーの個別の活動について、その理念、目標の達成度を評価する。
- ロ)河川レンジャー活動総体としての全体評価

(4)委員会の果たすべき役割

- イ)委員会委員の関与
- ロ)委員会及び委員の役割
- ハ)河川レンジャーと委員とのコミュニケーション

■河川レンジャー制度(今後)

○河川レンジャー制度運営委員会規約(前文(抜粋))

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。

○河川レンジャー活動の理念・あるべき姿

河川レンジャー活動の「理念」及び河川レンジャー活動に当たっての「姿勢」住民の真の知恵を聴取し、新たな川づくりに反映させるための活動プロセスとその「心得」活動テーマ設定の「視点事例」

※河川レンジャーの理念・あるべき姿の文章作成に基づいて、河川レンジャー制度運営委員会規約の改正が必要との判断はしない

※河川レンジャー活動の評価制度に関しては、河川レンジャー制度の理念・目標の明示がなされることによって、河川レンジャー個別活動評価について委員会にて検討する

※住民から寄せられたニーズに変化があった場合、河川管理者は、住民と行政との連携・協働がより積極的に取り組まれるよう制度運営委員会に報告し、制度運営委員会は、河川レンジャーの個別活動の評価、継続審査、任命審査に利活用するものとする。

河川レンジャー活動の理念・あるべき姿

■河川レンジャー活動の「理念」

河川は、昔から住民の生活や生業と深い関係にあり、人々は日常的に川に触れ、遊び、恵みを得てきました。またその一方で、河川の氾濫等により、大きな被害を繰り返し受けてきた歴史もあります。

高度経済成長の大変動の中で、人々は、より便利で、安全で、効率の高い方法で、生活の向上、産業の発展を求めようになり、いつしか人々は、河川に背を向け、その整備や維持管理は専ら行政によるものとして認識されるようになりました。

しかし、河川整備計画に示されているように、本来、河川は貴重な自然環境や地域固有の風土・文化などを育む地域の財産であり、ともに守り育てていくことが求められます。

そのために今必要なこと、それは、住民自身が河川を守り育てていく「主人公」であるという意識を育み、河川の豊かさを実感しながら、新たな川づくりに主体的に携わっていくことです。そして、住民と住民がつながり、行政とも連携しながら、川づくり、湖づくりにともに取り組んでいくことが期待されます。

琵琶湖河川レンジャーは、こうした河川を取り巻く状況の中で、顕在化している課題だけでなく、将来を展望し、潜在している課題にも着目しながら、川づくりに対する住民の意識を喚起し、住民自身による活動を引き出し、住民と住民、住民と行政の協働の関係づくりをコーディネートする役割を担います。そのため、様々な立場の住民とのコミュニケーションや、住民活動への助言やサポート、住民と行政との協働による河川管理のあり方に関する提言などを積極的に行っていきます。

その結果、河川を愛し、守り、触れ親しむ人や、災害や事故などに対して自律的に対処できる人を増やし、かつてのような人々と河川との豊かな関係を再構築していきます。

■河川レンジャー活動に当たっての「姿勢」

○長期的な視野、幅広い視点、そして大きな志を持って活動に臨む

○固定観念にとらわれない柔軟な発想で活動テーマを定める

○定めたミッションの達成に向けて、住民と向き合い着実に進めていく

○主役はレンジャーではなく、住民自身であるという認識に立って取り組む

○独立性を保ち、自らの立場を明らかにして活動する

○継続性のある活動、受け継がれる活動に取り組む

○活動に必要な知識やスキルを日々向上させる努力を行う

■住民の真の知恵を聴取し、新たな川づくりに反映させるための活動プロセスとその「心得」

聴く・認識する

- ・多角的な意見、視点があることを理解・認識する
- ・住民との信頼関係を築き、本音を聴く
- ・普段川との接点がない人の声も聴く
- ・住民、行政それぞれの課題を認識する

呼びかける

- ・多世代が、川に触れ親しむきっかけをつくる
- ・子どもたちと川に関わる人々と出会いの場をつくる
- ・地域における住民の果たすべき役割を理解した上で、伝達や働きかけを行う

伝える

- ・河川レンジャーの役割・活動を分かりやすく発信する
- ・集めた情報は集めた場所にフィードバックする
- ・暮らしと川との関わりを“見える化”する
- ・地域の協働による活動の成果を地域内外に知らせる
- ・住民と行政の取り組みをそれぞれに分かりやすく伝える

引き出す

- ・住民自ら地域の声を聴き、問題を見つけ、地域の課題に取り組む意識を育てる
- ・住民による主体的な活動の立上げ、構築を支援する

提案する

- ・川づくりへの住民の参加・協働による取り組みを働きかける
- ・住民の思いや取り組みを背景に、行政に対して積極的に提案する

つなぐ

- ・立場や思いの異なる住民どうしをつなぐ
- ・相反する意見をつきあわせる
- ・連携可能な活動や主体(官・民)をつなぐ
- ・派生するつながりも敏感に取り入れ活かす

■活動テーマ設定に際しての「視点事例」

○川から遠ざかっている子ども、住民に対する関心の喚起

○川の自然的価値、歴史・文化的価値の再発見

○住民の昔からの暮らしの中で培われてきた環境維持技術の掘り起こし(好循環型社会の再構築)

○外来種による生態系や文化・社会への影響

○水防災への関心の喚起

○顕在化している住民ニーズへの取り組み。
【河川管理者に寄せられた住民ニーズ(別紙参照)】

○潜在化している住民ニーズを把握する取り組み。

■河川レンジャー活動のイメージ

地に足をつける／地にありながら、天を思う。
 視野の広さ／鳥のように、空から世界を見渡す。
 多角的／蜻蛉のように、複眼で見る。
 夢を語る・見せる／天下人のように、大きな夢を描く。
 情熱／恋人のように、情熱で人を動かす。
 夢の発掘／考古学者のように、こつこつと地域の夢を発掘する。
 想いを形にする／産婆のように、住民の主体性が生まれる手伝いをする。
 主人公になるお手伝い／名脇役のように、地域住民を引き立てる。
 翻訳者、通訳／仲人のように、人を結ぶ。
 紡ぐ／紡ぎ手のように、声なき人の声を紡ぎ出す。
 デザインする／織師のように、多くの人の想いや動きを縦横に織る。
 伝える／郵便屋のように、想いを届ける。
 冷静・独立／審判のように、冷静に公正かつ公平にふるまう。
 努力／アスリートのように、日々の努力を怠らない。
 柔軟性／猫のように、しなやかに動く。
 思考力／芸術家のように、鋭い観察眼で洞察する。
 機動性、現場に立脚／新聞記者のように、足で稼ぐ。
 継続性／職人のように、技術を日々積み重ねて進化する。
 技／ドラえもんのように、あらゆる道具を繰り出す。

作成；南村委員

■顕在化している河川管理者に寄せられた住民ニーズ

- 野洲川の河道内樹木を伐採してほしい
 - 繁茂が著しくて増水の後、ビニールなどがゴミが引っかかって景観が悪い
 - 繁茂が著しくて流れを阻害していないか
 - 増水したときに溢れないか
 - 利用したいのに水際に近づけない
- 野洲川の高水敷の草を刈ってほしい
 - 繁茂が著しく景観が悪い
 - 利用したいのに高水敷の草で水際に近づけない
 - 花粉症なので早く刈ってほしい
- 野洲川の河口部の土砂を取ってほしい
 - 以前にくらべて河道に土砂がたまってきている。増水したときに溢れないか
- 瀬田川の水草を刈ってほしい
 - 繁茂してゴミが引っかかって汚い
 - 水面利用に支障がある(ボート・カヌーなど)
 - 臭いがひどい
- 瀬田川の外来種を駆除してほしい
 - 外来種(生物・植物)が増えて環境が悪化している
- (野洲川・瀬田川共通)ゴミを取ってほしい
 - 近くの川沿いにゴミ(生活・飲食・喫煙等)があつて汚い
 - 大型ゴミが投棄されている
 - 利用しようと思っても汚くて行けない
- (野洲川・瀬田川共通)河川の活用
 - ボート・カヌーが降りしやすいように護岸に傾斜をつけたい
 - 河川敷でバーベキューがしたい
 - 河川敷でラジコンやドローンがしたい、していて危険では？
 - 草を刈るのでスポーツの練習に使いたい
- 琵琶湖の水位が高い・低い
 - 水位管理をどのように考えてしているのか解らない
 - 大雨で水位が高くなっているのになぜ下げないのか
 - 漁業や農業、生きものに影響は？

(令和2年2月14日 現在)

河川レンジャー制度運営委員会規約

平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。河川レンジャー制度運営委員会（旧河川レンジャーアドバイザー委員会）は、琵琶湖河川レンジャーと連携し、琵琶湖河川事務所の積極的な支援に基づいてその制度を運営する。

（名称）

第1条 本委員会は「河川レンジャー制度運営委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、河川レンジャー制度の発展に寄与することを目的とし、その制度の運用の検討、琵琶湖河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という。）の任用、河川レンジャーの活動等にかかる審査等を行う。

（委員の責務）

第3条 河川レンジャー制度運営委員会委員（以下「委員」という。）は、前条の目的に基づき河川レンジャー制度が適切に運用されるよう努めるものとする。

（審議事項）

第4条 委員会は、以下に掲げる項目に関して議決する。

- （1）河川レンジャーの任命及び解任
 - （2）河川レンジャー活動要領に関する事項
 - （3）その他委員会が必要と認めた事項
2. 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討する。
- （1）河川レンジャー制度の運用に関する事項
 - （2）河川レンジャーの育成及び活動
 - （3）その他委員会が必要と認めた事項

(組織等)

第5条 委員会は10名以内の委員で構成する。

2. 委員会の構成委員については、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長が次の各号に掲げる者から委嘱する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3名程度 |
| (2) 住民 | 5名程度 |
| (3) 行政関係者(河川管理者) | 2名程度 |

(任期)

第6条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2. 委員は正当な理由を有する時は、委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会には委員長1名、副委員長1名を置くこととする。

2. 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
3. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第8条 委員会は委員長が招集し、これを運営する。

2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
3. 委員会の議長は、委員長がつとめる。
4. 委員会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴くことができる。

(議事)

第9条 委員会の表決は出席委員の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

2. 前項の場合においては、議長は委員として表決に加わることができない。

(委員会の公開)

第10条 委員会は公開を原則とし、その公開方法については委員会で定めるものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶(滋賀県大津市黒津4-2-2)内に置く。

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、委員総数の過半数をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第13条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮ってこれを定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月6日から施行する。

改正 平成20年1月18日

平成21年6月22日

平成22年1月20日

平成28年3月7日

琵琶湖河川レンジャー活動要領

（趣旨）

第1条 この活動要領は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が管轄する区域及びその周辺において活動する琵琶湖河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という）の役割と活動要領について定めるものである。

（定義）

第2条 平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域及びその周辺で行うものとする。

（責務）

第3条 河川レンジャーは、第2条に規定した活動を自発的に行う有識者であり、河川レンジャーの制度が適正に運用されるようにつとめるものとする。なお、河川レンジャーの活動は、個人や特定の団体の活動と区別されなければならない。

（活動拠点）

第4条 河川レンジャーの活動拠点は、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶（滋賀県大津市黒津4-2-2）とする。

（任命及び解任）

第5条 河川レンジャーは、河川レンジャー制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審査を経て、同委員会から任命されるものとする。

- 2 河川レンジャーがやむを得ない理由により、辞任を申し出た時は、運営委員会はこれを審議して解任することができる。
- 3 第10条に定める年度報告の審査の結果、活動内容の妥当性が認められなかった場合には、運営委員会は河川レンジャーを解任することができる。
- 4 次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する時は、運営委員会はこれを審議して河川レンジャーを解任するものとする。
 - (1) 河川レンジャー制度の信頼を著しく失墜する行為をおこなったとき。
 - (2) 活動の意志がないと認められるとき。
 - (3) 公序良俗に反する行為があったとき。
 - (4) 心身故障のため、活動の執行に堪えないとき。
 - (5) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動を行ったとき。
 - (6) 法令に違反する行為があったとき。
 - (7) その他本活動要領に違反したとき。

(活動休止及び再開)

第6条 河川レンジャーがやむを得ない理由により、長期間にわたり活動を休止する場合、または活動を再開する場合は、運営委員会の承認を得るものとする。

(任期)

第7条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該翌年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(活動支援)

第8条 河川レンジャーの活動を支援するために、河川レンジャー活動支援室（以下「支援室」という。）をウォーターステーション琵琶内におく。

2 レンジャーの活動を適正かつ円滑にするために、支援室に河川レンジャーマネージャー（以下「マネージャー」という。）をおく。

3 運営委員会は、支援室職員の中からマネージャーを任命し、第5項の任務が適正に行われているかを審査する。

4 マネージャーの任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。

5 マネージャーの任務は、運営委員会が下記に定める。

(1) 河川レンジャーミーティング（以下「ミーティング」という。）等の河川レンジャーが主体となる各種会議、活動行事等の日程調整

(2) ミーティングの司会・進行、議事録作成

(3) 河川レンジャーが運営委員会に提出する活動計画書や活動報告の作成、その他活動の実施にあたっての助言等

(4) 河川レンジャー活動成果のとりまとめとその広報

(5) 河川での様々な住民及び行政の活動に関する各種情報を河川レンジャーへ提供

(6) 運営委員会に対する河川レンジャーからの河川レンジャー活動に関する要望、および河川レンジャー制度に関する意見具申の内容整理と手続きを行う。

(7) 河川レンジャーの活動に対するマスメディア等からの取材受付

(8) その他レンジャー活動の支援に関する事項

第9条 河川レンジャーの活動を継続的に実施するため、河川レンジャーの中に河川レンジャーチーフを置くことができる。

2 河川レンジャーチーフは、河川レンジャーとしての経験等を考慮して運営委員会が任命する。

3 河川レンジャーチーフの任期は、任命された日から河川レンジャーの任期終了までとする。ただし、再任は妨げない。

4 河川レンジャーチーフに任務は、運営委員会が下記に定める。

(1) 琵琶湖河川レンジャーのまとめ役として各主体との連絡・調整

(2) 河川レンジャーの方向性の調整

(3) 退任する河川レンジャーの情報の引継ぎ

(4) その他河川レンジャーの活動に継続性を持たせるための活動

- 5 河川レンジャーチーフに任命された河川レンジャーの活動計画及び活動報告には前項の内容を含むものとする。

(活動計画)

第10条 河川レンジャーは、任命後速やかに任期内の活動計画を作成し、運営委員会の承認を得て活動を行うものとする。なお、活動計画を大きく変更するときは、速やかに計画変更書を運営委員会に提出し、同委員会の承認を得なければならない。

(活動報告)

第11条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果を運営委員会に報告し、承認を得るものとする。

- 2 河川レンジャーは、第1項の活動報告を原則として毎月提出するものとする。
- 3 河川レンジャーは、任期中の各年度末に、当該年度活動内容の報告を運営委員会に対して行い、活動内容の審査を受けるものとする。

(研修)

第12条 河川レンジャーは、運営委員会に対して、活動資質を高めるための研修講座の開講を要請することができるものとする。

(謝金等)

第13条 河川レンジャーへの謝金は月払いとし、適正な活動内容に対して支給するものとする。

- 2 河川レンジャーの活動及びその報告に要する経費は謝金の中に含まれるものとする。
なお、活動報告に要する交通費は別途支給するものとする。
- 3 河川レンジャーの謝金額は別途定める。

(保険の加入)

第14条 運営委員会は、河川レンジャーが、活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、傷害保険等に加入する。

- 2 前項の保険への加入及び保険履行等の手続きは、レンジャー活動支援室がこれを行う。

(活動要領の改正)

第15条 本活動要領の改正は、運営委員会規約第4条第2項に基づいてこれを行うものとする。

附則

この活動要領は、平成22年4月1日から施行する。

改正 平成27年3月10日

